

寒川町訓令第 2 号

序 中 一 般

出先機関一般

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(寒川町事務決裁規程の一部改正)

第1条 寒川町事務決裁規程(昭和53年寒川町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中「臨時職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改める。

別表第1の3の表中「、賃金」を削る。

別表第2の町民部の表町民窓口課の部中「公職選挙法」の次に「(昭和25年法律第100号)」を加える。

別表第2の健康子ども部の表子育て支援課の部中「児童手当法」の次に「(昭和46年法律第73号)」を、「児童扶養手当法」の次に「(昭和36年法律第238号)」を加え、同表健康・スポーツ課の部各種予防接種の項部長の欄中「予防接種法」の次に「(昭和23年法律第68号)」を加える。

別表第2の都市建設部の表都市計画課の部都市開発の項町長の欄中「国土利用計画法」の次に「(昭和49年法律第92号)」を加え、同項部長の欄中「都市計画法」の次に「(昭和43年法律第100号)」を加える。

(寒川町会計管理者事務決裁規程の一部改正)

第2条 寒川町会計管理者事務決裁規程(平成19年寒川町訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「、賃金」を削る。

(寒川町交通指導員被服貸与規程及び寒川町青少年指導員被服貸与規程の廃止)

第3条 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 寒川町交通指導員被服貸与規程(昭和62年寒川町訓令第7号)

(2) 寒川町青少年指導員被服貸与規程(平成25年寒川町訓令第4号)

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中寒川町事務決裁規程別表第2の改正規定は、公表の日から施行する。